

てんいちこく がっしゅうこく けんぽう
天 一 国 合 衆 国 憲 法

＜導入編＞

私たちが創建する国

てん いち いく

天一国



こたえ



天宙平和統一国

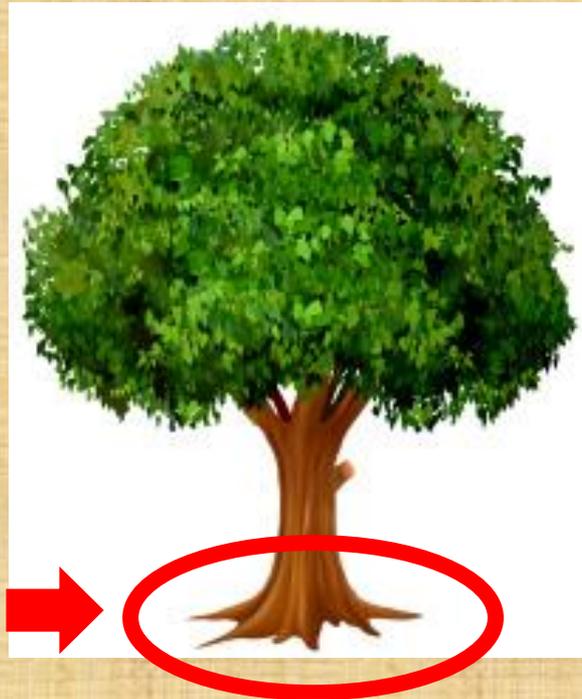
てんちゅう へいわ とういつこく



天一国合衆国憲法

・2015年10月11日

天宙天地真の父母の後継者・代身者・相続者、
二代王様により、ペンシルバニアにて宣布



憲法って何？

- ・国家の基礎となる法
- ・国家のあり方を決めたルール
- ・全ての法を指導する最上位の法規

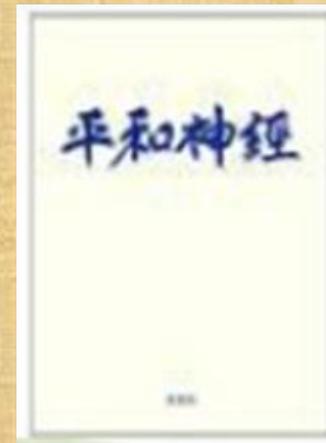
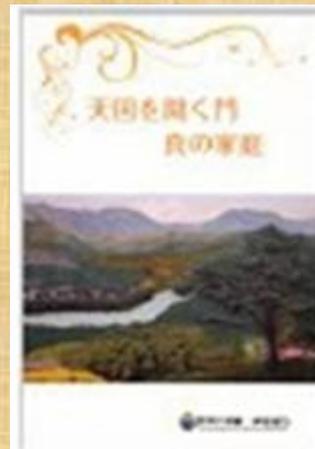
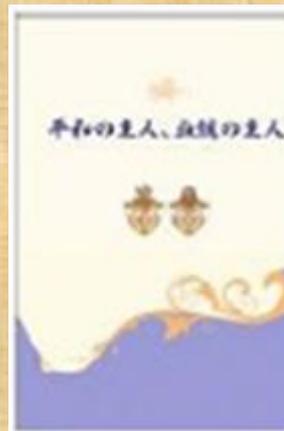
- 天一国憲法は、神様と私の契約です。
- 天一国憲法を研究して、一人一人の権利が何かを知ってください。
- 直接、神様・真の父母様に侍り、市民ひとり一人が、国の主人・王になることが出来る自由と責任のある国です。
- 天一国は、天一国憲法を中心として、血統と信仰と愛でつながっている共同体です。

<亨進二代王様>



天一国憲法の基礎(靈的基台)

- 統一原理
- 八大教材教本



さん げん そく

三原則



原則 1

かみ

きよ

けっとう

神の清い血統を

いじ

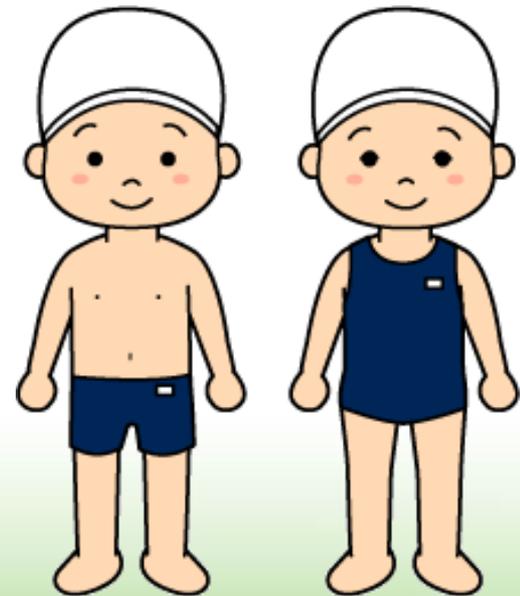
維持せよ

性の区別は神様が定めたもの

- ・男性は主体的配偶者
- ・女性是对象的配偶者

純潔を守ること

祝福を受けるまで、
心と体を清く保ちます。



水着を着た時に隠される部分を大切にしましょう。

原則2

じん けん おか

人権を侵しては
ならない

人間は、創造主（神様）から、
奪うことのできない人権を、
賦与されている。

<権利 1～10>

権利2 規律ある市民軍

自由国家の安全保障にとって必要。
天一国国民（個人）は、武器を保有
し、携行する権利をもつ



原則3

こう きん らん よう

公金を乱用しては
ならない

- ・公金を盗まない
- ・公的資産を自分のために使用しない



天一国憲法は、天一国のビジョン、王国の文化について、具体的に示しています。

- ① 神様の血統を維持する
- ② 人権を侵してはいけない
- ③ 公金を乱用しない



これからも、天一国憲法の内容を
学んでいきましょう！！

日本サンクチュアリ協会 こども礼拝